年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和4年12月13日答申分

○答申の概要

 (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの
 1件

 国民年金関係
 0件

 厚生年金保険関係
 1件

 (2)年金記録の訂正を不要としたもの
 3件

 国民年金関係
 0件

3件

厚生年金保険関係

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2200123 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 2200068 号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年9月26日から同年10月1日に訂正し、平成3年9月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

平成3年9月26日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成3年9月26日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成3年9月の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

平成3年9月の訂正後の標準報酬月額(厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年9月26日から同年10月1日まで

私は、A社を平成3年9月末日に退職したが、厚生年金保険の記録では同年 9月25日に退職したことになっている。給料明細書からは平成3年9月分の 保険料が控除されているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正 してほしい。

第3 判断の理由

1 雇用保険の記録並びに請求者及びA社の破産時の事業主の陳述により、請求者は、平成3年9月30日まで同社に勤務していたと認められる。

また、請求者及び同僚から提出された給料明細書並びに上述の事業主及び日

本年金機構の回答により、請求者は、請求期間にA社から、標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(28万円)(以下「本来の標準報酬月額」という。)に相当する給与の支払を受け、15万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料(10,875円)を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給料明細書 で確認できる厚生年金保険料の控除額から、15万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成20年1月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、届出や保険料納付について確認できず、これを確認できる関連資料や周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の請求期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間について、上述のとおり請求者の本来の標準報酬月額(28万円)は、 厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(15万円)を超えていることが確 認できる。

したがって、請求者の平成3年9月の標準報酬月額を28万円に訂正すること が必要である。

ただし、平成3年9月の訂正後の標準報酬月額(厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額(15万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200091 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2200066 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年7月から平成7年4月まで

A社の代表取締役に平成3年9月に就任、その後、平成5年頃より業績が悪化し、平成7年5月に事業を廃業した。社会保険料の滞納があったため、社会保険事務所(当時)の担当者から「このままでは従業員に迷惑が掛かる。あなたの標準報酬月額を減額すれば従業員は助かる。」と説明を受け、標準報酬月額を減額する届書を提出したことにより、請求期間の標準報酬月額が9万2,000円と記録されている。

しかし、標準報酬月額を減額する届書を提出する際、自分が将来受給する年 金額が少なくなる旨の説明は受けておらず、その説明を受けていれば、当該届 書を提出しなかったので、標準報酬月額を当初の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年7月から同年9月までは30万円、平成5年10月から平成7年4月までは41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年5月31日より後の平成7年7月10日付けで、平成5年10月1日及び平成6年10月1日の定時決定が取り消された上、平成5年7月1日に遡って、平成5年7月から平成6年6月までが9万2,000円に減額訂正されていること及び平成7年7月12日付けで、平成6年7月から平成7年4月までが9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、請求者は、上述の減額訂正について、社会保険料の滞納があったため、 社会保険事務所の担当者から「このままでは従業員に迷惑が掛かる。あなたの標 準報酬月額を減額すれば従業員は助かる。」との説明を受け、標準報酬月額を減 額訂正する届書を提出した旨陳述している。

さらに、請求者は、上述の標準報酬月額を減額訂正する届書を提出する際、社会保険事務所の担当者から、自分の将来の年金支給額が減額されることの説明はなく、その説明があれば届書を提出しなかった旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間当時、A社の代表取締役であり、自らの標準報酬月額に係る減額訂正に関与しながら、当該減額訂正の無効を主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2200092 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 2200067 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: 昭和62年1月7日から同年3月20日まで 請求期間について、B出張所にC職として勤務し、保険料も控除されていた ので、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B出張所の社会保険の適用を管轄していたA事業所の業務を継承したとする D事業所から提出された請求者の辞令及び請求者から提出された職務履歴証明 書類(以下「履歴書」という。)によると、請求者は、請求期間において、B出 張所のC職として勤務したことが認められる。

しかしながら、上述の請求者の辞令及び履歴書によると、請求者の雇用期間は、昭和62年1月7日から同年2月20日までの期間及び昭和62年2月21日から同年3月20日までの期間となっており、各雇用期間が2か月に満たないことが確認できるところ、日本年金機構は、請求者が請求期間に厚生年金保険被保険者として適用される要件を満たしていたかどうかについて、当時の辞令が発出された経緯・背景が不明である以上、今回の請求における明確な回答をすることはできかねるとしつつも、当時の辞令において1月7日から2月20日まで雇用される予定であったが、その後、3月20日まで何らかの理由で臨時的に雇用が更新される経緯があったのであれば、被保険者として適用されない判断になると思われ、常用的使用関係に移行されたのであれば、2月21日より適用される判断になると思われるが、B出張所の雇用期間から鑑みると、常用的使用関係に移行されたとは考えにくい状況である旨回答している。

また、D事業所は、保管期限の経過により請求期間当時の届出書類及び請求者 の給与明細書は残っていないが、当時は、辞令ごとに社会保険に加入するかどう かの判断をしていたため、辞令の各雇用期間が2か月に満たない請求者は厚生年 金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管していないと回答していることから、厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

なお、全国健康保険協会E支部は、請求者の請求期間当時の健康保険の加入について、昭和61年12月25日に健康保険任意継続被保険者として資格取得し、昭和62年4月1日に資格喪失している旨回答しており、請求者が、請求期間当時、A事業所において、社会保険に加入していたことはうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200095 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (脱) 第 2200003 号

第1 結論

昭和30年5月3日から昭和36年11月15日までの期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: 昭和30年5月3日から昭和36年11月15日まで 請求期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、A社を退職する際、一時金をもらうか厚生年金保険被保険者証をもらうか聞かれ、厚生年金保険を続けたいので被保険者証を受け取った。脱退手当金を受け取った記憶はないので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、請求者が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、請求者の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和 36 年 12 月 15 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和 37 年 5 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間 に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。